

登録管理システム「LIFE SAVERS」
2026 年度 クラブ登録及び個人登録等について

個人	【個人作業 1】 2026 年度 資格登録費納入先 「都道府県の選択」	【個人作業 2】 ① 3月2日11時から：各種登録費の支払 ② 3月2日11時から：クラブメンバー登録
内容	■2026 年度の都道府県協会一覧 資料 1 「都道府県協会とその割り当て」 ■《変更なし》 の場合 2025 年度と同じ都道府県協会に資格登録費を納める場合、変更作業は「不要」です。そのまま 2025 年度の資格登録費を納めた都道府県協会に自動的に設定されます。 ■《変更あり》 の場合 2025 年度と異なる都道府県協会に資格登録費を納める場合は 【2月26日11時】までに以下の手順で変更してください。 これ以降、新年度内での途中変更はできませんのでご注意ください。 [変更手順] 1. LIFESAVERS (https://life-savers.jp/) で個人ページにログイン。 2. 「共通・支払発行」タブの「JLA-ID 管理」項目の「個人情報照会・変更」メニューをクリック。 3. 個人情報照会画面の画面下部に表示されている「個人情報を変更する」をクリック。 4. 「2026 年度の資格登録費納入先都道府県」で希望する都道府県を選択し変更完了まで進む。	① <u>資格登録と資格登録費/選手登録費の支払い</u> 3月2日11時以降、JLA-ID をお持ちの方は個人管理ページで保有資格を確認し、2026 年度の登録費の支払い手続きをお済ませください（BLS・WS 資格は除く）。 ※資格登録費；認定LS、指導員、認定審判員 ② <u>所属クラブへのメンバー登録</u> 3月2日11時以降、JLA-ID をお持ちの方は個人管理ページで 2026 年度の所属クラブへのメンバー申請をお済ませください。 クラブ継続加入申請ガイド team_member_continuous_apply.pdf ※資格の登録と登録費は 1年毎の登録と支払いが必要です。資格登録費/選手登録費のお支払いがない場合は、その資格が失効となりますのでご注意ください。

団体	2月26日11時まで	3月2日11時から
都道府県協会	① 自協会の指定口座等の設定確認	① 2026 年度の登録クラブの承認
加盟クラブ		① 2026 年度の団体登録（継続 or 新規） ※第 1-2 種は「都道府県協会」へ登録申請 ※第 3-6 種は「JLA」へ登録申請 ② 2026 年度のメンバー（個人）の承認

1. 各種手続き <http://life-savers.jp>

■システム操作手順動画

1. [LIFESAVERS 資格登録費支払い手順動画](#)

資格登録費の支払い方法を確認されたい方は、上記から資格登録費支払い手順動画をご確認いただけます。「認定ライフセーバー」「指導員」「審判員」「選手（競技者）」資格は、**毎年度資格登録費支払いが必要となります。**「WS」と「BLS」資格は、資格登録費支払いの必要はございません。

2. [LIFESAVERS 講習会申し込み方法・講習会費支払い手順動画](#)

資格認定講習会の申し込みをされたい方は、上記から講習会申し込み方法と講習会費支払い手順動画をご確認いただけます。

3. [LIFESAVERS 新規登録手順動画](#)

オンライン登録システム【LIFESAVERS】に初めて登録される方は、上記から新規登録手順動画をご確認いただけます。

4. [LIFESAVERS 資格移行・資格登録費支払い手順動画](#)

JLAの資格を2019年3月以前に取得していた方で【LIFESAVERS】上に資格を移行される方は、上記から資格移行・資格登録費支払い手順動画をご確認いただけます。

■各種手続きガイド

5. [JLA-IDについて](#)

6. [クラブ加入申請ガイド（メンバー向け）](#)

7. [クラブ継続加入申請ガイド（メンバー向け）](#)

8. [クラブ新規登録ガイド（クラブ責任者向け）](#)

9. [クラブ加入申請ガイド（クラブ責任者向け）](#)

10. [メンバー登録ガイド（クラブ責任者向け）](#)

11. [都道府県協会向け操作ガイド](#)

12. [講習会管理ガイド（日本協会・都道府県協会責任者向け）](#)

13. [講習会管理ガイド（クラブ責任者向け）](#)

14. [講習会申込ガイド](#)

15. [資格（競技者）登録申請ガイド（メンバー向け）](#)

16. [2019年度保有資格登録ガイド](#)

17. [PDF 登録証出力ガイド](#)

■各種登録費・講習会費

18. [登録費一覧](#)

19. [講習会費一覧](#)

■基本規程

20. [第4章 加盟クラブ](#) 資料2 「加盟クラブに関する改定」

■よくある質問・お問い合わせ

21. [よくある質問はこちら](#)

22. [メールアドレスの変更はこちら](#)

23. [登録システムの操作に関するお問い合わせフォームはこちら](#)（画面の最下部の問合せフォームより）

24. [講習会の問い合わせについて](#)

講習会の開催内容・日程・申込期限等については【講習会主管者】にお問合せください。講習会主管者への連絡先を確認する手順は以下の通りです。

①LIFESAVERS にログインする

②「共通・支払発行」メニューの「講習会検索・申込」リンクをクリックする

③連絡先を確認したい講習会の「講習会名」リンクをクリックする

④「問い合わせ先」項目に書かれた連絡先を確認する

25. 移行のお問い合わせについて

会員番号がわからない方、会員番号はわかるけど移行できない方は、下記の項目を記載して[こちら](#)（画面の最下部の問合せフォーム）からお問い合わせしてください。

【会員番号】

【氏名】

【氏名カナ】

【性別】

【生年月日】

資料1 ◆都道府県協会とその割り当て

2026年度の都道府県協会と各協会の管轄する都道府県の一覧は下表のとおりです。クラブの都道府県協会への登録申請や、個人の資格登録及び選手登録する場合の登録先となります。

ブロック	都道府県協会	割り当て	ブロック	都道府県協会	割り当て 都道府県
北海道・東北	北海道協会	北海道	近畿	京都府協会	京都府
	岩手県協会	青森県			滋賀県
		岩手県			奈良県
	山形県協会	秋田県			和歌山県
		山形県		大阪府協会	大阪府
	宮城県協会	宮城県		兵庫県協会	兵庫県
北信越	新潟県協会	新潟県	中国	島根県協会	島根県
		長野県		岡山県協会	岡山県
		富山県		広島県協会	広島県
	福井県協会	福井県		山口県協会	山口県
		石川県		鳥取県協会	鳥取県
				徳島県協会	徳島県
北関東	茨城県協会	茨城県	四国	愛媛県協会	愛媛県
	千葉県協会	千葉県		香川県協会	香川県
		栃木県			高知県
		埼玉県		福岡県協会	福岡県
		群馬県		長崎県協会	長崎県
			九州・沖縄	大分県協会	大分県
南関東	東京都協会	東京都			佐賀県
	神奈川県協会	神奈川県			熊本県
		山梨県		宮崎県協会	宮崎県
東海	静岡県協会	静岡県		鹿児島県協会	鹿児島県
	愛知県協会	愛知県		沖縄県協会	沖縄県
		三重県			
		岐阜県			

資料2 ◆加盟クラブに関する改定（対比表）

JLA 基本規程 新旧対比表

旧 版	新 版
第4章 加盟クラブ 第1節 総 則 〔種 別〕 第2条 加盟クラブの種別は次のとおりとする。 (1) 第1種クラブ (2) 第2種クラブ (3) 第3種クラブ (4) 第4種クラブ (5) 第5種クラブ (6) 第6種クラブ 2 学校法人等によって認められ組織されたクラブである第3種、第4種、第5種及び第6種クラブを、教育機関クラブと称する。 第2節 第1種、第2種クラブ 〔要 件〕 第3条 第1種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。 (1) 本協会インストラクターを1名登録すること。なお、登録するインストラクターは、他の加盟クラブに登録するインストラクターと兼ねることはできない。 (2) クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが9名以上いること。 (3) 定款・規程等があること。 (4) 主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟すること。 2 第2種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。 (1) クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが1名以上いること。 (2) 定款又は規程等があること。 (3) 主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟すること。	第4章 加盟クラブ 第1節 総 則 〔種 別〕 第2条 加盟クラブの種別は次のとおりとする。 (1) 第1種クラブ (2) 第2種クラブ (3) 第3種クラブ (4) 第4種クラブ (5) 第5種クラブ (6) 第6種クラブ 2 高等教育機関及び高等学校によって認められ組織されたクラブである第3種、第4種、第5種及び第6種クラブを、教育機関クラブと称する。 第2節 第1種、第2種クラブ 〔要 件〕 第3条 第1種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。 (1) 本協会指導員を1名登録すること。 (2) クラブ内に、本協会認定ライフセーバーが9名以上いること。 (3) 定款・規程等があること。 (4) 主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟すること。 2 第1種クラブに登録する指導員は、次の要件を満たさなければならない。 (1) 他の加盟クラブに登録する指導員と重複していないこと。 (2) 登録する指導員の都道府県ライフセービング協会登録は、加盟クラブに登録する都道府県ライフセービング協会と同じであること。

と。 (4) 第2種クラブとしての加盟が6年未満であること。 3 前項に定める第1種及び第2種クラブには、教育機関クラブは原則として加盟することができない。ただし、本協会が特別に認めたクラブについてはその限りではない。 4 第2種クラブとしての加盟が5年を超える場合は、第1種クラブとしての加盟を基本とする。ただし、本協会が特別に認めたクラブについてはその限りではない。 〔加盟〕 第4条 本協会に加盟しようとする第1種及び第2種クラブは、それぞれの要件を満たしたうえで、主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。 2 本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会主催の事業に参加しようとする第1種及び第2種クラブについては、その事業の開始期日までに加盟していなければならない。	3 第1種クラブに登録する本協会認定ライフセーバーの9名は、次の要件を満たさなければならない。 (1) 登録する本協会認定ライフセーバーの都道府県ライフセービング協会登録は、加盟クラブが登録する都道府県ライフセービング協会と同じであること。 4 第2種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。 (1) クラブ内に、本協会の認定する各資格を有するものが2名以上いること。うち1名以上は、本協会認定ライフセーバーであること。 (2) 定款又は規程等があること。 (3) 主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟すること。 (4) 将来的に第1種クラブとしての登録を目標とすること。 5 第2種クラブに登録する本協会認定ライフセーバーは、次の要件を満たさなければならない。 (1) 登録する本協会認定ライフセーバーの都道府県ライフセービング協会登録は、加盟クラブが登録する都道府県ライフセービング協会と同じであること。 6 前項に定める第1種及び第2種クラブには、教育機関クラブは原則として加盟することができない。ただし、本協会が特別に認めたクラブについてはその限りではない。 〔加盟申請〕 第4条 本協会に加盟しようとする第1種及び第2種クラブは、それぞれの要件を満たしたうえで、主たる活動拠点となる都道府県ライフセービング協会に加盟申請をして、都道府県ライフセービング協会と本協会理事会の承認を得なければならない。 2 申請時に、本協会が別に定める設置申請書及び加盟クラブの定款・規程等を、都道府県ライフセービング協会に提出しなければならない。 3 都道府県ライフセービング協会は前項の設置を認めないときは、速やかに理
---	---

〔権利及び義務〕 第5条 第1種及び第2種クラブは、本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主催する事業に参加する権利を有する。 2 第1種及び第2種クラブは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びに本協会、都道府県ライフセービング協会の組織の諸規則に規定された処分の理由となり得る。 (1) 団体登録費を納付すること。 (2) 加盟クラブに所属する個人等が本協会により日本代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該個人等に参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない個人等はこの限りではない。 3 第1種クラブは、前項に定める第1種及び第2種クラブの権利及び義務の他に、次の事項に関する権利を有する。 (1) 「日本ライフセービング協会加盟」の呼称使用	由を付した書面をもって加盟希望クラブの代表者にその旨を通知しなければならない。 4 本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会主催の事業に参加しようとする第1種及び第2種クラブについては、その事業の開始期日までに加盟していなければならない。 5 第1種及び第2種加盟クラブの加盟申請は、年度毎に種別を選択できるものとする。 〔権利及び義務〕 第5条 第1種及び第2種クラブは、本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主催する事業に参加する権利を有する。 2 第1種及び第2種クラブは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びに本協会、都道府県ライフセービング協会の組織の諸規則に規定された処分の理由となり得る。 (1) 団体登録費を納付すること。 (2) 加盟クラブに所属する個人を登録管理システム(ライフセーバーズ)で登録管理すること。 (3) 本協会の主催する更新及び復活講習会の受講促進をすること。 (4) 指導員養成講習会の受講者の検討及び承諾と都道府県協会への連絡をすること。 (5) 本協会の主催する講習会を受講する個人へのトレーニング機会を提供すること。 (6) 本協会が認定する各資格所得後の個人の技術体力の維持と向上に取り組むこと。 (7) 加盟クラブに所属する個人等が本協会により日本代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該個人等に参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない個人等はこの限りではない。 3 第1種クラブは、前項に定める第1種及び第2種クラブの権利及び義務の他に、次の事項に関する権利を有する。 (1) 「日本ライフセービング協会加盟」の呼称使用
--	---

(2) 本協会の主催する各種講習会の主管。ただし、指導員養成講習会は除く (3) 本協会の主催及び認定競技会の参加 (4) 本協会の主催競技会の誘致及び認定競技会の開催 (5) 本協会の定める各種助成への応募 4 第2種クラブは、前項に定める第1種及び第2種クラブの権利及び義務の他に、次の事項に関する権利を有する。 (1) 「日本ライフセービング協会準加盟」の呼称使用 (2) 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主管する各種講習会への協力。ただし、指導員養成講習会は除く (3) 本協会の主催及び認定競技会の参加 (4) 本協会の定める各種助成への応募 〔届出義務〕 第6条 第1種及び第2種クラブは、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を加盟する都道府県ライフセービング協会に届け出なければならない。 (1) 事業計画書 (2) 認定ライフセーバー名簿 (3) その他本協会が提出を求めた書類 2 第1種及び第2種クラブは、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を加盟する都道府県ライフセービング協会に届け出なければならない。 (1) 事業報告書 (2) その他本協会が提出を求めた書類	(2) 本協会の主催する各種講習会の主管。ただし、指導員養成講習会は除く。 (3) 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主管する各種講習会への協力。ただし、指導員養成講習会は除く。 (4) 本協会の主催及び認定競技会の参加 (5) 本協会の主催競技会の誘致及び認定競技会の開催 (6) 本協会の認定するジュニアライフセービング教室の開催 (7) 本協会の定める各種助成への応募 4 第2種クラブは、前項に定める第1種及び第2種クラブの権利及び義務の他に、次の事項に関する権利を有する。 (1) 「日本ライフセービング協会準加盟」の呼称使用 (2) 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主管する各種講習会への協力。ただし、指導員養成講習会は除く。 (3) 本協会の主催及び認定競技会の参加 (4) 本協会の認定するジュニアライフセービング教室の開催 (5) 本協会の定める各種助成への応募 〔届出義務〕 第6条 第1種及び第2種クラブは継続して加盟する場合、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度と次年度に関する次の書類を加盟する都道府県ライフセービング協会に届け出なければならない。 (1) 事業報告書及び事業計画書 (2) 認定ライフセーバー名簿 (3) 会計等その他本協会が提出を求めた書類 2 第1種及び第2種クラブは、次の各号の事項及びそれに関する届出に変更があった場合、その都度遅滞なく、加盟する都道府県ライフセービング協会に届け出なければならない。 (1) 役員 (2) 都道府県ライフセービング協会に提出済みの定款・規程、その他の
--	--

3 第1種及び第2種クラブは、次の各号の事項及びそれに関する届出に変更があった場合、その都度遅滞なく、加盟する都道府県ライフセービング協会に届け出なければならない。 (1) 役員 (2) 都道府県ライフセービング協会に提出済みの定款・規程、その他の書類。 第3節 第3種、第4種、第5種、第6種クラブ 〔要件〕 第10条 第3種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。 (1) 大学、短期大学、専門学校によって認められたクラブであること。 (2) 定款・規程等があること。 (3) 監督又は顧問がいること。 (4) 1つの学校から加盟できるクラブは1クラブであること。ただし、同じ学校でも校舎が離れている等の事由により別に活動している場合は、その活動状況を審査し1学校で2クラブ以上の加盟を認める。 2 第4種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。 (1) 大学、短期大学、専門学校によって認められたクラブであること。 (2) クラブ員又は部員が5名以内であること。 (3) 1つの学校から加盟できるクラブは1クラブであること。ただし、同じ学校でも校舎が離れている等の事由により別に活動している場合は、その活動状況を審査し1学校で2クラブ以上の加盟を認める。 3 第5種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。 (1) 高等学校によって認められたクラブであること。 (2) 監督又は顧問がいること。 4 第6種クラブとして本協会に加盟する	書類。 (3) 加盟クラブの種別 第3節 第3種、第4種、第5種、第6種クラブ 〔要件〕 第10条 第3種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。 (1) 高等教育機関によって認められたクラブであること。 (2) 定款・規程等があること。 (3) 監督又は顧問等がいること。 (4) 1つの学校から加盟できるクラブは1クラブであること。ただし、同じ学校でも校舎が離れている等の事由により別に活動している場合は、その活動状況を審査し1学校で2クラブ以上の加盟を認める。 2 第4種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。 (1) 高等教育機関によって認められたクラブであること。 (2) クラブ員又は部員が5名以内であること。 (3) 1つの学校から加盟できるクラブは1クラブであること。ただし、同じ学校でも校舎が離れている等の事由により別に活動している場合は、その活動状況を審査し1学校で2クラブ以上の加盟を認める。 3 第5種クラブとして本協会に加盟するには、次の要件を満たさなければならない。 (1) 高等学校によって認められたクラブであること。 (2) 監督又は顧問等がいること。 4 第6種クラブとして本協会に加盟する
---	---

には、次の要件を満たさなければならない。 (1) 高等学校によって認められたクラブであること。 (2) クラブ員又は部員が5名以内であること。 〔加 盟〕 第11条 本協会に加盟しようとする第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、それぞれの要件を満たしたうえで、本協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。 2 本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会主催の事業に参加しようとする第3種、第4種、第5種及び第6種クラブについては、その事業の開始期日までにその登録の手続きが完了していなければならない。 〔権利及び義務〕 第12条 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、次の事項の権利を有する。 (1) 本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主催する対象クラブ事業への参加。 (2) 「日本ライフセービング協会加盟」の呼称使用。 (3) 本協会の主催及び認定競技会の参加。 (4) 本協会の定める各種助成への応募。 2 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びに本協会の諸規程に規定された処分の理由となり得る。 (1) 本協会が定める第3種、第4種、	には、次の要件を満たさなければならない。 (1) 高等学校によって認められたクラブであること。 (2) クラブ員又は部員が5名以内であること。 〔加盟申請〕 第11条 本協会に加盟しようとする第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、それぞれの要件を満たしたうえで加盟申請をして、本協会理事会にその承認を得なければならない。 2 申請時に、本協会が別に定める設置申請書及び加盟クラブの定款・規程等を、本協会に提出しなければならない。 3 都道府県ライフセービング協会は前項の設置を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって加盟希望クラブの代表者にその旨を通知しなければならない。 4 本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会主催の事業に参加しようとする第3種、第4種、第5種及び第6種クラブについては、その事業の開始期日までにその登録の手続きが完了していなければならない。 〔権利及び義務〕 第12条 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、次の事項の権利を有する。 (1) 本協会、地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が主催する対象クラブ事業への参加。 (2) 第3種及び第5種クラブには「日本ライフセービング協会加盟」の呼称使用。 (3) 第4種及び第6種クラブには「日本ライフセービング協会準加盟」の呼称使用。 (4) 本協会の主催及び認定競技会の参加。 (5) 本協会の定める各種助成への応募。 2 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びに本協会の諸規程に規定された処分の理由となり得る。 (1) 本協会が定める第3種、第4種、
--	--

第5種及び第6種クラブの団体登録費を納付すること。 (2) 加盟クラブに所属する個人等が本協会により日本代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該個人等を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない個人等はこの限りではない。 〔届出義務〕 第13条 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、各年度開始の1か月前から1か月後の間に、次の書類を本協会に届け出なければならない。 (1) 活動計画書 (2) その他本協会が提出を求めた書類 2 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、各年度終了後3か月以内に、次の書類を本協会に届け出なければならない。 (1) 活動報告書 (2) その他本協会が提出を求めた書類 3 第3種クラブは、定款又は規程等に変更があった場合、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。 第6章 登録 〔登録料〕 第7条 登録料は、毎年収めなければならない。また、各登録料は別に定めるものとする。 〔資格の無効〕 第9条 登録料を収めていない場合において、資格の有効期限内であってもその資格は無効となる。 〔資格の再登録〕	第5種及び第6種クラブの団体登録費を納付すること。 (2) 加盟クラブに所属する個人等が本協会により日本代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該個人等を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない個人等はこの限りではない。 〔届出義務〕 第13条 第3種、第4種、第5種及び第6種クラブは、各年度終了後3ヶ月以内に、その事業年度と次年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。 (1) 活動報告書及び活動計画書 (2) その他本協会が提出を求めた書類 2 第3種クラブは、定款又は規程等に変更があった場合、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。 第6章 登録 〔都道府県ライフセービング協会の登録〕 第6条 第1種第2種加盟クラブに登録する認定ライフセーバーにおいて、都道府県ライフセービング協会登録は、加盟クラブに登録する都道府県ライフセービング協会と同じでなければならない。 2 第1種第2種加盟クラブに登録する認定ライフセーバーにおいて、加盟クラブに重複して登録する場合は、その加盟クラブ数の分だけ都道府県協会費を支払わなければならない。 〔登録費〕 第8条 登録費は、毎年収めなければならない。また、各登録費は別に定めるものとする。 〔資格の無効〕 第10条 登録費を収めていない場合において、資格の有効期限内であってもその資格は無効となる。 〔資格の再登録〕
--	---

第 10 条 無効となった場合であっても、資格の有効期限内に全ての年度の未納登録料を収めた場合において再登録できるものとする。 〔資格の失効〕 第 11 条 資格の有効期限を過ぎて登録料が未納の場合において、その資格は失効となる。	第 11 条 無効となった場合であっても、資格の有効期限内に全ての年度の未納登録費を収めた場合において再登録できるものとする。 〔資格の失効〕 第 12 条 資格の有効期限を過ぎて登録費が未納の場合において、その資格は失効となる。
--	--

(以上)